

多胎妊婦の皆様へ

東広島市では、令和４年４月から、多胎を妊娠された妊婦さんの妊婦一般健康診査の補助回数を１４回から１９回へ拡充しています。

対象となる方

以下のすべてに該当する方

- （１）受診日に東広島市に住民票がある方
- （２）多胎を妊娠し、母子健康手帳を発行されている方

対象となる健診

多胎妊婦が受診する妊婦一般健康診査の内、１５回目から１９回目のもの

補助の受け方

〈県内の医療機関で受診する場合〉

通常の妊婦一般健康診査補助券と同様に、受診される医療機関に補助券と結果票を提出してください。

〈県外の医療機関で受診する場合〉

受診後に手続きをしていただくことで、助成金を指定口座にお振込みすることができます。申請方法などは、市ホームページでご確認ください。



【問い合わせ先】

東広島市役所 こども家庭課母子保健係

TEL：082-402-0407

FAX：082-424-1678